

# 災害時における死者及び行方不明者の氏名等の公表方針

令和6年3月28日  
新潟県

## 1 趣旨

災害時における死者・行方不明者の氏名等の公表については、いわゆる国民の「知る権利」に応えることなど、一定の公益性が認められることから、公表の基準を満たす場合、県は市町村等から報告を受けた死者・行方不明者の氏名等を公表する。

なお、公表に当たっては、家族等の心情等に配慮し、家族等の同意を要件とします。

## 2 対象事象

県内において発生した災害により、死者・行方不明者が発生した場合<sup>i</sup>

## 3 用語の定義

- (1) 死者：災害が原因で死亡した者（災害関連死を含む）
- (2) 行方不明者：災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがある者

## 4 公表する情報

氏名、住所（市町村の大字まで）、年齢、被災状況

## 5 公表方法

報道機関へ情報提供するとともに、県ホームページに掲載する。

## 6 死者・行方不明者の公表の基準

以下のいずれにも該当する場合に、氏名等を公表する。

- (1) 市町村において、住民基本台帳の閲覧制限がないこと。<sup>ii</sup>
- (2) 氏名等を公表することについて、家族等の同意があること。<sup>iii</sup>

### 【基準表】

区分	① 住民基本台帳の閲覧制限	② 家族等の同意	公表・非公表
死者	なし	○	公表
	なし	×	非公表
行方不明者	あり	○	非公表
	あり	×	非公表

## 7 公表に係る役割分担

### (1) 県

#### ア 市町村への情報提供

警察から報告を受けた死者・行方不明者の情報を市町村に提供する。

#### イ 死者・行方不明者の情報集約

市町村から報告を受けた死者・行方不明者の名簿を集約する。

#### ウ 氏名等公表

市町村から報告を受けた死者・行方不明者の情報について、住民基本台帳に閲覧

制限がなく、家族の同意がある方のみ、死者名簿（様式 2-3）及び行方不明者名簿（様式 3-3）により、報道機関へ情報提供するとともに県ホームページに掲載する。

エ 公表内容に係る報道対応  
報道機関からの問い合わせに対応する。

## (2) 市町村

ア 市町村における死者・行方不明者等に関する情報収集  
県及び消防等から情報を収集する。

イ 死者・行方不明者名簿の作成

災害死亡認定した死者について死者名簿、安否不明者から切り替えられた行方不明者について行方不明者名簿を作成する。（以下「名簿」という。）<sup>iv</sup>

ウ 死者・行方不明者の住民基本台帳の閲覧制限の確認

住民基本台帳担当課から、死者・行方不明者の住民基本台帳閲覧制限について確認を受け、名簿の「住基台帳閲覧制限」項目に有り・無し・未確認を記載する。

エ 死者・行方不明者の家族等からの氏名等公表に係る同意の確認

名簿作成にあたっては、死者・行方不明者の家族等の代表者 1 名から同意を取得するものとし、名簿の「家族の同意」項目に同意・不同意・未確認を記載する。

また、安否不明者から行方不明者に切り替えを行う場合も、同様に家族等からの同意を確認する。

オ 県への報告

死者名簿（様式 2-1）及び行方不明者名簿（様式 3-1）を県に送付する。

## (3) 警察本部

ア 死者情報（様式 2-2）及び行方不明者情報（様式 3-2）を県に提供する。

イ 死者の検視及び身元確認

## 8 その他

(1) 本方針は、市町村が独自に公表することを妨げるものではない。

(2) 本方針を災害時における死者・行方不明者の氏名等公表の基本とするが、方針にならない事象が発生した場合には、県・市町村・警察等が連携して対応を協議すること。

---

i 雪害については、雪崩による被害のみを原則として対象とする。

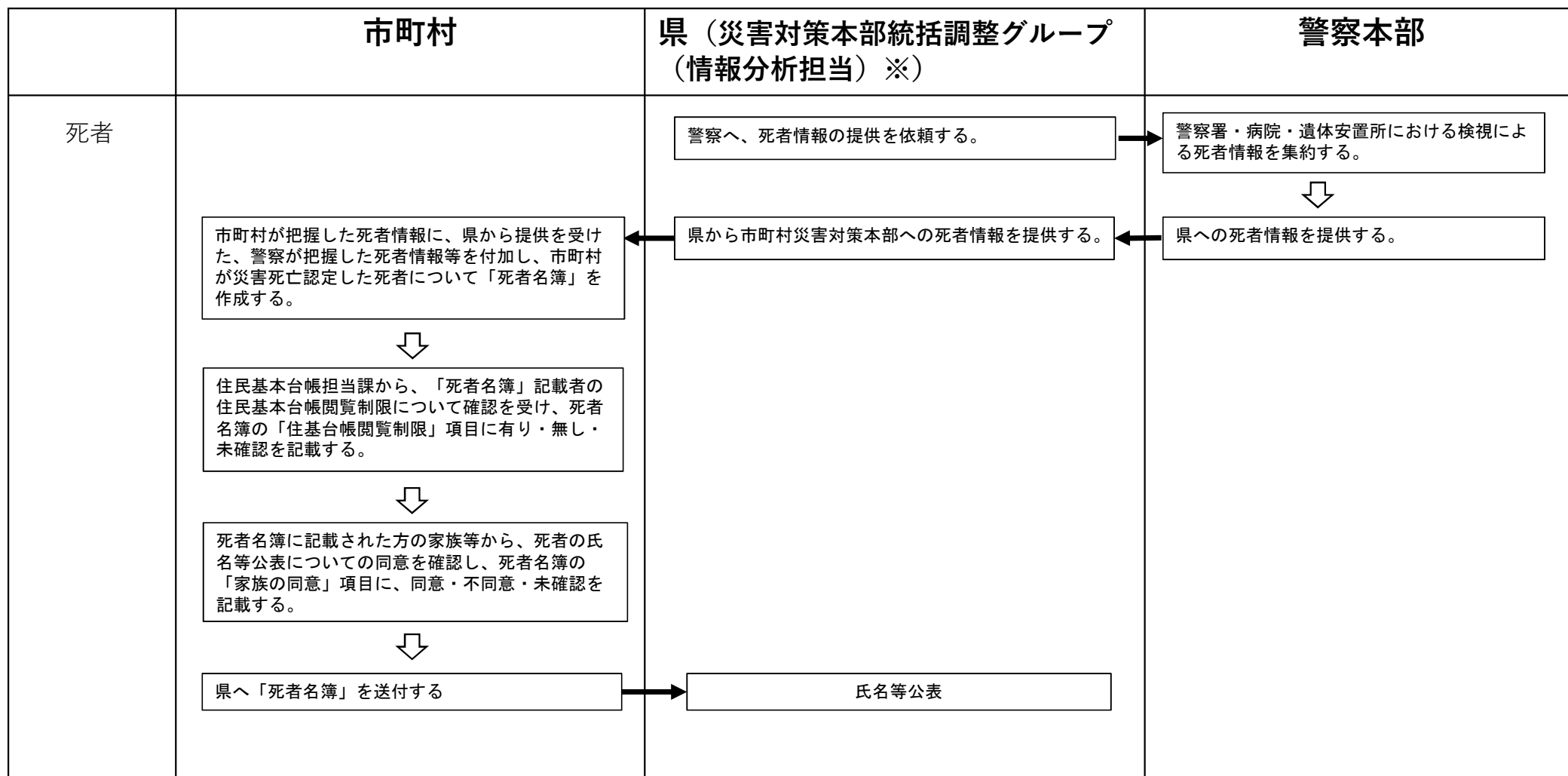
ii DV・ストーカー・児童虐待等の被害者を保護するため、本人または家族の住民基本台帳に閲覧制限がかかっている場合は公表しない。

iii 家族等とは「平成 31 年 3 月 29 日付け警察庁丁捜一発第 55 号『遺族等に対する死因その他参考となるべき事項の説明について（通達）』1 遺族等の範囲」を準用し、配偶者・二親等以内の血族（子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹）及び同居の親族とする。

ただし、個別の状況により、代表者以外に確認すべき家族等（事実婚、婚姻関係のない同居人等を含む）がいる場合は、市町村の判断により、必要に応じて同意を取得する。

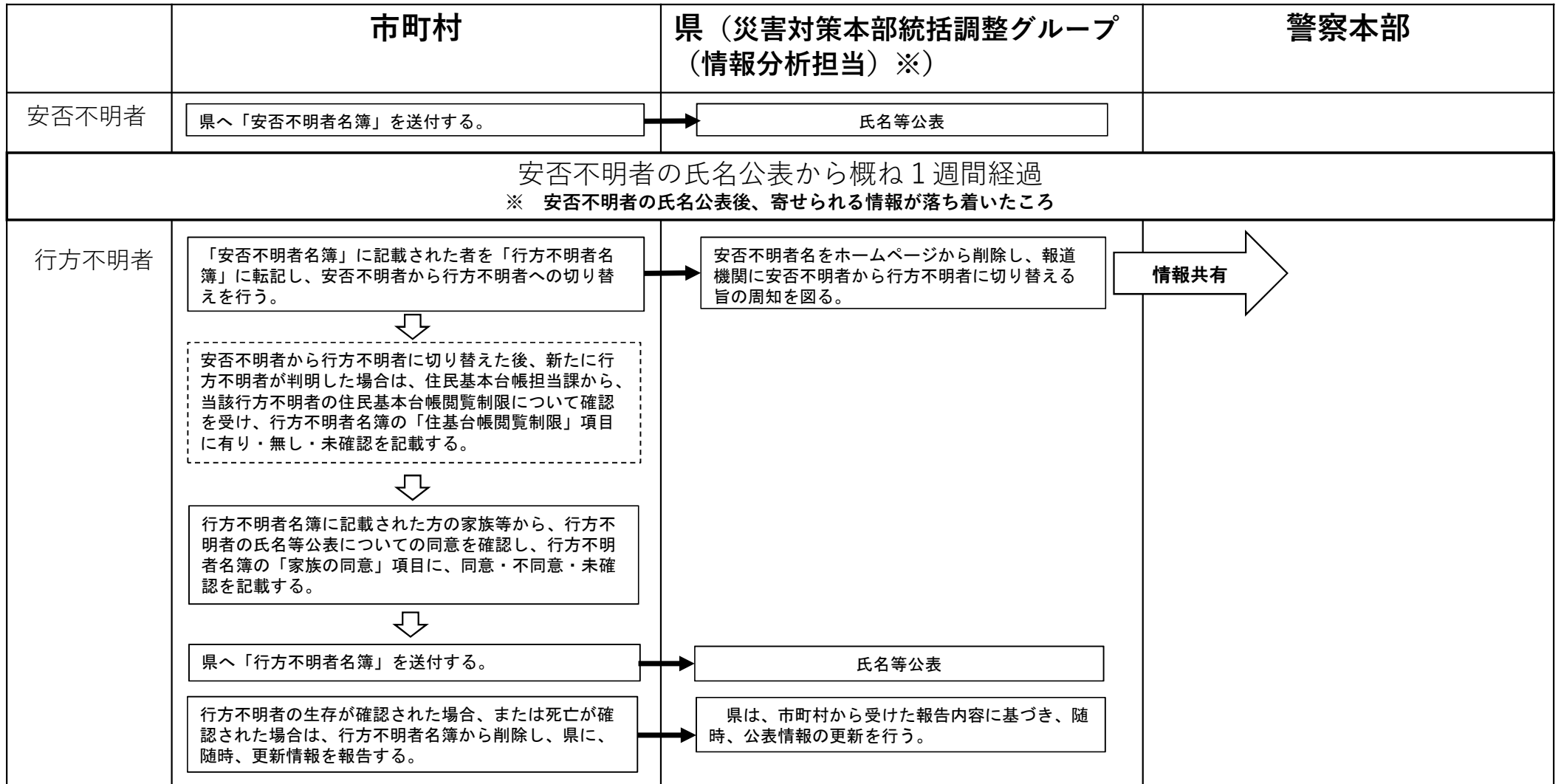
iv 安否不明者の氏名等公表後、寄せられる情報が落ち着く、概ね 1 週間が経過したとき、切り替え作業を行う。

## 死者氏名等公表フローチャート



※ 県において災害対策本部が設置されていない場合は、危機対策課災害対策係を県の窓口とする。

## 行方不明者氏名等公表フローチャート



※ 県において災害対策本部が設置されていない場合は、危機対策課災害対策係を県の窓口とする。